平成２２年（フ）第３３０３号
大阪府枚方市桜丘町71番20―303号
債務者　山崎　美樹（旧姓白川）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３１６号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目48番12号
債務者　辻　麻衣子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３３７号
大阪市都島区大東町３丁目10番11―105号
債務者　野村加寿子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３５５号
大阪市城東区永田２丁目４番18―1508号
債務者　清水　香織
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３６５号
大阪府高槻市北昭和台町16番18号
債務者　吉田　武史
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４２４号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目17番28号
債務者　三宮マルセロ
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４４３号
大阪市平野区長吉出戸８丁目３番３―1007号
債務者　畑崎　正宏
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４４９号
大阪府門真市朝日町14番15号
債務者　平田　　実
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４５１号
大阪市平野区長吉長原１丁目７番14号401
債務者　西村　雅子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４７４号
大阪府八尾市楠根町２丁目30番地の８
債務者　磯部良太郎（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４９３号
大阪市港区築港３丁目３番１―1139号
債務者　倉本喜世子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４９９号
大阪市西成区岸里東１丁目10番13号グランシャトー天神の森212号
債務者　原　　勝典
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５０１号
大阪市東成区大今里西１丁目28番12号　ラパンジール大今里６Ｄ号
債務者　山口　節子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５１８号
大阪市西区北堀江３丁目11番９―403号、住民票上の住所奈良県生駒市壱分町788番地
債務者　谷岡　道緒
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５５６号
大阪市西区立売堀４丁目５番２号902
債務者　田井　裕子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５６２号
大阪市天王寺区寺田町２丁目４番12―706号
債務者　池永　秀宏
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５７９号
大阪市住吉区苅田１丁目７番９―504号
債務者　松岡　武弘
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５８０号
大阪市淀川区木川西４丁目２番41号グランソシエ新大阪401号
債務者　田畑　雄二
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部